



令和2年5月26日  
 (改) 令和2年7月29日  
 (改) 令和2年8月31日  
 (改〔全面〕) 令和2年9月17日

## イベント等の開催に関する基本方針

山形県内において開催するイベント等については、政府の基本的対処方針（令和2年5月25日変更）を踏まえ、次の規模別及び性質別の要件を満たすものであり、かつ留意事項に対応できる場合に、開催できるものとする。

### 1 規模要件

- (1) 別紙1「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」に適合する場合  
 次の収容率による人数及び人数上限のいずれか小さい方を限度とする。

時期	イベントの類型及び収容率		人数上限
9月19日～ 当面11月30日 まで	大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等	大声での歓声・声援等が想定されるもの ・ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント	○収容人数 10,000人超 ⇒収容人数の50%  ○収容人数 10,000人以下 ⇒5,000人
	詳細は別紙2参照		
	100%以内 (席がない場合は適切な間隔(※1))を確保	50%(※2)以内 (席がない場合は十分な間隔(※3))を確保	

(※1) 密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）

(※2) 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。この場合、収容率は50%を超えることを可とする。

(※3) 人と人との間が1m

- (2) (1) 以外の場合

	要件
屋内	5,000人以下、かつ収容定員の半分程度以内の参加人数
屋外	5,000人以下、かつ人と人との距離を十分に確保（できるだけ2m）

(注) 「1 規模要件」における人数は、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれている場合（例えばプロスポーツイベントの選手と観客等）には参加者数のみを計上することとし、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれていない場合（例えば展示会的主催者と来場者等）には両者を合計した数とする。

## 2 イベントの性質別の開催要件等

(1) 1の(1)により「収容率を100%以内」で開催する コンサート、演劇、スポーツイベント等次のいずれにも該当すること。

- ① これまでの当該出演者・出演団体の開催実績において観客が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱する等の実態がみられないもの（開催実績がない場合、類似のイベントに照らし、観客が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱することが見込まれないもの）。
- ② これまでの開催実績を踏まえ、マスクの着用を含め、個別の参加者に対して感染防止対策の徹底が行われうるもの。
- ③ 発声する演者と観客間の距離が適切に保たれている等、感染対策等が感染拡大予防ガイドラインに盛り込まれ、それに則った感染防止対策が実施されるもの。

(2) 1の(2)により開催するイベント等

別紙1に掲げられた措置を、可能な限り講じること。

(3) 全国的・広域的なお祭り、野外フェスティバル、地域の行事等

- ① 全国的・広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なもの  
十分な人と人との間隔（1m）を設けること。当該間隔の維持が困難な場合は、中止を含めて慎重に検討すること。
- ② 地域で行われる盆踊り等、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事であって参加者がおおよそ把握できるもの  
適切な感染防止策（例えば、発熱や感冒症状がある者の参加自粛、三密回避、十分な人と人との間隔の確保（1m）、行事の前後における三密の生ずる交流の自粛、手指の消毒、マスクの着用等）を講じるとともに、イベント参加者の連絡先等の把握を徹底すること。

## 3 留意事項

(1) 県との事前相談

全国的な移動を伴うイベント又は大規模イベント（参加者1,000人超）の主催者は、人数等について県に対して事前に相談を行うこと。

(2) クラスターが発生した場合の対応

催物等におけるクラスターの発生があった場合は、県からの指導等に従い、催物の感染防止策を徹底し、必要に応じてなされる、催物の無観客化、中止又は延期等の要請に協力すること。

今後、政府の基本的対処方針等の変更及び県内の感染状況等を踏まえて、適宜方針を見直す。

以上

- 以下の措置のいずれもがイベント主催者及び施設管理者の双方において「業種別ガイドライン」等により担保され、かつ、感染防止の取組が公表されている場合に、イベント等の開催に関する基本方針（以下「方針」という。）1の（1）を適用する。

## イベント開催制限の緩和に伴うリスクを軽減するための措置

- **消毒の徹底**（感染リスクの拡散防止）
- **マスク着用**の担保（感染リスクの拡散防止）  
マスクを持参していない者がいた場合は**主催者側でマスクを配布し、着用率100%を担保**
- 参加者及び出演者の制限（感染リスクの拡散防止）  
有症状者の出演・入場を確実に防止する措置の徹底（**検温の実施**、有症状の出演者は出演・練習を控えること、主催者が**払い戻しの措置等を規定しておくこと等**）
- 参加者の把握（感染リスクの拡散防止）  
事前予約時又は入場時に**連絡先を確実に把握**することや、**接触確認アプリ（COCOA）**のダウンロード促進やQRコードを利用した感染者発生通知サービスの利用等の**具体的措置**を講じること（例：アプリのQRコードを入口に掲示すること等）
- 大声を出さないことの担保（大声の抑止）
  - ・ 大声を出す者がいた場合、**個別に注意、対応等ができるよう体制を整備**（人員を配置する等）
  - ・ スポーツイベント等では、**ラッパ等の鳴り物を禁止**し、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備
- 密集の回避（イベントの入退場や休憩時間における三密の抑止）
  - ・ **入退場列や休憩時間の密集を回避する措置**（人員の配置、導線の確保等）や**十分な換気**
  - ・ **休憩時間中及びイベント前後の食事等での感染防止**
  - ・ 入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、要件の人数上限等を下回る制限の実施
- 演者・観客間の接触・飛沫感染リスクの排除  
**演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに**、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる
- **催物前後の行動管理**（交通機関、イベント後の打ち上げ等における三密の抑止）  
公共交通機関・飲食店等での密集を回避するために、**交通機関・飲食店等の分散利用**を注意喚起、可能な限り、**予約システム等の活用により分散利用を促進**

※**感染防止のチェックリスト（別添）**を活用し、感染防止措置等の確認を行い、確実に実施すること。

※催物等における**クラスターの発生があった場合**、県は、**方針及びガイドラインの遵守状況その他の実態を把握**するとともに、主催者に感染防止対策の徹底、催物等の無観客化、中止又は延期等の協力を求める。

# 感染防止のチェックリスト

《別添》

## (1) 徹底した感染防止等（収容率100%で開催するための前提）

- ① マスク着用の担保
  - ・ マスク着用状況が確認でき、個別に注意等ができるもの
  - \* マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布
- ② 大声を出さないことの担保
  - ・ 大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの
  - \* 隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提）
  - \* 演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2m）

## (2) 基本的な感染防止等

- ③ ①～②の奨励
  - ・ ①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行（ガイドライン等で定める）
- ④ 手洗
  - ・ こまめな手洗の奨励
- ⑤ 消毒
  - ・ 主催者側による施設内のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
- ⑥ 換気
  - ・ 法令を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
- ⑦ 密集の回避
  - ・ 入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避
- ⑧ 飲食の制限
  - ・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限
  - ・ 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底
- ⑨ 参加者の制限
  - ・ 入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置
- ⑩ 参加者の把握
  - ・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握
  - ・ 接触確認アプリ（COCOA）やQRコードを利用した感染者発生通知サービス利用等の奨励
- ⑪ 催物前後の行動管理
  - ・ イベント前後の感染防止の注意喚起

## (3) イベント開催の共通の前提

- ⑫ 入退場やエリア内の行動管理
  - ・ 広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討
    - \* 来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可
- ⑬ 地域の感染状況に応じた対応
  - ・ 大規模イベント（参加者1,000人超）は、事前に収容率制限等も含めて県と相談
  - ・ 地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

各種イベントにおける大声での歓声・声援等がないことを前提としうる／想定されるものの例

【別紙2】

<p>大声での歓声・声援等がないことを前提としうるものの例</p>	<p>大声での歓声・声援等が想定されるものの例</p>
<p>音楽</p>	<p>音楽</p>
<p>クラシック音楽（交響曲、管弦楽曲、協奏曲、室内楽曲、器楽曲、声楽曲 等）、歌劇、楽劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音楽、歌謡曲等のコンサート</p>	<p>ロックコンサート、ポップコンサート 等</p>
<p>演劇等</p>	<p>スポーツイベント</p>
<p>現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンス 等</p>	<p>サッカー、野球、大相撲 等</p>
<p>舞踊</p>	<p>公営競技</p>
<p>バレエ、現代舞踊、民族舞踊 等</p>	<p>競馬、競輪、競艇、オートレース</p>
<p>伝統芸能</p>	<p>公演</p>
<p>雅楽、能楽、文楽・人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞 等</p>	<p>キャラクターショー、親子会公演 等</p>
<p>芸能・演芸</p>	<p>ライブハウス・ナイトクラブ</p>
<p>講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術 等</p>	<p>ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント</p>
<p>公演・式典</p>	<p>※遊園地（いわゆる絶叫系のアトラクション）についても同様の考え方を適用することとする。</p>
<p>各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、行政主催イベント、タウンミーティング、入学式・卒業式、成人式、入社式 等</p>	
<p>展示会</p>	
<p>各種展示会、商談会、各種ショー</p>	
<p>※映画館、美術館、博物館、動植物園、水族館、遊園地等についても同様の考え方を適用することとする。</p>	

(注) ・上記は例示であり、実際のイベントが上のいずれに該当するかについては、大声での歓声・声援等が想定されるか否かを個別具体的に判断する。  
 ・イベント中（休憩時間やイベント前後を含む。以下同じ。）の食事については業種別ガイドラインで制限。また、イベント中の食事を伴うものについては、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」として取り扱わない。